



山形県公報

平成27年10月6日(火)
第2686号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) …1225
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) …1226
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(林業振興課) …同
- 同……………(同) …同
- 同……………(同) …1227
- 同……………(同) …同
- 同……………(同) …1228
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(同) …同
- 同……………(同) …同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会10月定例会の招集……………1229

### 公 告

- 屋外広告物講習会の実施……………(県土利用政策課) …1230
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) …同
- 一般競争入札の公告……………(会 計 局) …1233

## 告 示

### 山形県告示第827号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                   | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------------|-------------------------------|-------------|-------------|
| 特定非営利活動法人びーす<br>酒田市下安町15番地の5 | ヘルパーステーションびーす<br>酒田市下安町15番地の5 | 居 宅 介 護     | 平成27. 8. 31 |
| 特定非営利活動法人びーす<br>酒田市下安町15番地の5 | ヘルパーステーションびーす<br>酒田市下安町15番地の5 | 重度訪問介護      | 同           |
| 特定非営利活動法人びーす<br>酒田市下安町15番地の5 | ヘルパーステーションびーす<br>酒田市下安町15番地の5 | 同 行 援 護     | 同           |

**山形県告示第828号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浜中広岡土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成27年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 理 事      | 早 坂 宏 弥 | 酒田市浜中甲337番地 |

**山形県告示第829号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

南陽市池黒字駒ヶ沢2088-1、2089-1、2090から2095まで、字蛇見沢2097から2103まで、字大乱2122、字中沢口2096、字東藤面沢2118から2121まで、字立石2106から2117まで、字焼之平2123から2135まで、2136-1、2137、字東稗田2139-2から2139-17まで、2139-19から2139-21まで、漆山字館石2875、2876、字上立石3848から3851まで、字東大沢二3845-2、3846-1、3847-1、3847-3から3847-5まで

## 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び南陽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第830号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

南陽市太郎字北子沢2270-14から2270-24まで、2270-26から2270-31まで、2270-34

## 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び南陽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第831号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 1 保安林予定森林の所在場所

南陽市和田字館下684、685、686-1、686-2、686-4から686-7まで、690、697-1、698から700まで、706-1、707、708、709-1、709-2、710から716まで、字七曲717-1、717-2、717-4、717-5、722から732まで、732-乙、733、734、734-乙、735、736、736-乙、737から742まで、字館山-1800から1822まで、字館山二1823から1829まで、1829-1、1830-1、1830-2、1830-乙、1831、1832、1833-1、1833-2、1834から1836まで

##### 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び南陽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第832号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 1 保安林予定森林の所在場所

南陽市和田字沢田2132から2143まで、2145、2147から2150まで、2155、2156、2158から2164まで、字竈山2327から2339まで、字沢田山2340から2350まで、2351-1、2351-2、2352-1、2352-2、2353-1、2353-2、2354-1、2354-2、2355から2357まで

##### 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び南陽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第833号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
山形市大字滑川字次郎畑465、466、470、471、771、772、1302
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び山形市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第834号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
村山市・東根市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
村山市（次の図に示す部分に限る。）
    - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第835号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡河北町・西村山郡西川町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

- 土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は、択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は、択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第14号

山形県教育委員会10月定例会を次のとおり招集した。

平成27年10月6日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成27年10月8日（木）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
- (1) 山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について
- (2) 山形県青年の家の指定管理者の指定について
- (3) 山形県朝日少年自然の家の指定管理者の指定について
- (4) 山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について
- (5) 平成29年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について
- (6) 平成28年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について

## 公 告

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第22条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり実施する。

平成27年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 講習会の日時及び場所

(1) 日 時 平成27年11月16日（月）午前9時から午後4時30分まで

平成27年11月17日（火）午前9時から午後4時20分まで

(2) 場 所 山形市あさひ町23番69号 一般社団法人山形県測量設計業協会 2階会議室

### 2 受講手続

受講申込書を平成27年11月6日（金）までに山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部県土利用政策課景観・地域づくり担当に提出すること。

なお、講習手数料として4,000円を、受講申込書に山形県収入証紙を貼付して納付すること。

### 3 その他

詳細については、県土整備部県土利用政策課景観・地域づくり担当 電話023(630)2430に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                        | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |
|-----------------|----------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|
|                 |                            | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |        | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営小出アパ<br>ート1号  | 長井市台町3-<br>1               | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,800                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,600                             | 23,500                             | 27,100 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 成田アパ<br>ート    | 同 成田3102<br>-3             | 同    | 58.4                          | 1    | 同   | 14,900                  | 17,200                             | 19,600                             | 22,100                             | 25,300                             | 29,200 |                                    |
| 同 小国アパ<br>ート1号  | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館三丁<br>目3-9 | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 13,300                  | 15,300                             | 17,500                             | 19,800                             | 22,600                             | 26,100 | 单身可                                |
| 同               | 同                          | 同    | 58.0                          | 2    | 同   | 13,300                  | 15,300                             | 17,500                             | 19,800                             | 22,600                             | 26,100 |                                    |
| 同 2号            | 同<br>3-8                   | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 14,200                  | 16,400                             | 18,800                             | 21,200                             | 24,200                             | 28,000 | 单身可                                |
| 同               | 同                          | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 14,200                  | 16,400                             | 18,800                             | 21,200                             | 24,200                             | 28,000 |                                    |
| 同 あらとアパ<br>ート1号 | 同 白鷹町<br>大字荒砥乙725<br>-1    | 同    | 74.4                          | 1    | 同   | 24,000                  | 27,700                             | 31,700                             | 35,700                             | 40,800                             | 47,100 |                                    |
| 同 飯豊アパ<br>ート    | 同 飯豊町<br>大字萩生3893-<br>3    | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 14,900                  | 17,200                             | 19,700                             | 22,200                             | 25,300                             | 29,300 | 单身可                                |
| 同               | 同                          | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 14,900                  | 17,200                             | 19,700                             | 22,200                             | 25,300                             | 29,300 |                                    |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年10月13日から同月19日まで（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成27年10月19日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先



米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成27年12月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、5軸加工機の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成27年11月16日（月） 午前11時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 5軸加工機 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年3月25日（金）
- (4) 納入場所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県工業技術センター
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2718
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規

則第9号。以下「規則」という。) 第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成27年10月27日（火）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: 5-axis CNC Milling Machine: 1 set
- (2) Time limit for tender: 11:00 A.M. November 16, 2015
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630)2718